

件名：【第3報】新型コロナウイルス関連（日本入国に際しての検査証明確認の厳格化：厚生労働省所定フォーマットの原則化利用）

ポイント

●レバノンの医療機関において、厚生労働省フォーマットに直接記入することができる病院が9カ所確認されました。病院側の対応は随時変更されうるので、受検前に各自でお問い合わせ下さい。ご不明な点がございましたら日本国大使館にご相談願います。

本文

1 6月2日現在、レバノンの医療機関において、厚生労働省フォーマットに直接記入することができる病院が9カ所確認されました。ただし、PCR検査受験時及び検査証明書の受け取り時には、厚生労働省指定のフォーマット（各自で用意）及び有効な旅券を携行する必要があります。病院側の対応は随時変更されうるので、受検前に各自でお問い合わせ下さい。ご不明な点がございましたら日本国大使館にご相談願います（出発前72時間以内の時間的制約がありますので、速やかにご連絡下さい）。

2 厚生労働省フォーマットに直接記入することができる病院（全9カ所）
以下の当館HP「検査証明を行う医療機関リスト」をご確認下さい。

<https://www.lb.emb-japan.go.jp/files/100143476.pdf>

3 厚生労働省所定フォーマット

以下の厚生労働省HPからダウンロードできます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

（参考）日本の水際対策に関する相談先

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省検疫所電話相談一覧

<https://www.forth.go.jp/useful/vaccination05.html>

4 現地医療機関情報など

○在レバノン日本国大使館医務室からのお知らせ

- レバノン国内でPCR検査が受診可能な医療機関について
- レバノンへの入国
- 日本への帰国
- 在レバノン日本大使館への来館について
- その他（レバノン保健省の専門ダイヤル等）
- 参照リンク先

■外務省

- ・海外安全HP
- ・海外安全HP在レバノン大からの安全情報（新型コロナウイルス関連含む）

■総理官邸HP

■厚生労働省

- ・新型コロナウイルスに関するQ & A
- ・感染症情報
- ・咳エチケット

■レバノン保健省（Ministry of Public Health）

専用ダイヤル：+961-(0)1-594459、1787

各項目の詳細については下記リンク先を参照してください。

https://www.lb.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00061.html

邦人の方の感染にかかる情報及びご不明な点がございましたら下記の連絡先までご照会ください。

●在レバノン日本国大使館

代表電話番号：+961-(0)1-989751～3

領事直通：+961-(0)1-989856/01-989855

領事携帯：+961-(0)3-366018/03-345977

領事緊急：+961-(0)3-362540

F A X 番号：+961-(0)1-989754

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>